

2025 年アーバン 20(U20) コミュニケ（共同声明）

アーバン 20 (U20) が初めてアフリカの地を踏む。これは意義深い瞬間である。グローバルガバナンスの再構築とより公正な世界の実現に向けたアフリカの正当な地位を広く訴える搖るぎないアドボカシー活動の集大成となる瞬間である。我々は、苦難、レジリエンス、そしてウブントゥ（相互の繋がりや思いやり、共同体意識を強調する南アフリカ文化に深く根差した概念）という搖るぎない知恵を通して築かれたアフリカならではの観点を広めるために U20 都市として集まつた。ウブントゥとは、「皆がいるから、私は存在する」という認識である。我々の運命は共有されている。よって解決策もまた共有されなければならない。

我々は、世界的な変革の重要な転換点に立つてゐる。最も緊急かつ相互に関連する課題、例えば気候変動、増大する不平等、デジタル排除、世界的な住宅危機、偽情報、金融不安、紛争および地政学的不安定、ユニバーサルアクセス権（すべての人が情報やサービスにアクセスできる権利）といったものが、多国間協力の衰退や効果的に対応する能力に欠けるグローバルガバナンスシステムによってさらに悪化し、構造的な不平等をさらに浮き彫りにし、早急かつ協調した対応を必要としている状況である。

我々は、都市が民主主義の価値の柱であり、民主的機関に対する脅威が存在する中で基本的な自由、人権、進歩的原則、法の支配を守つてゐると断言する。我々は、平和なコミュニティに対するすべての形態の暴力を非難し、違法に標的にされたり拘留されたり暴力を受けた市長、地方のリーダー、公務員たちとの搖るぎない連帯を約束する。彼らと共に我々は、不正義、紛争、抑圧と向き合うすべての住民や都市に対して確固たる団結を示す。彼らの苦難に対して我々は責任を共有する。

都市は、激化する地球規模の紛争や不安定さの最前線にあり、その影響を直に受けている。地域的、国家的、あるいは国家を超えて存在するか否かにかかわらず、これらの紛争は甚大な人的苦痛を引き起こし、不平等を悪化させ、持続可能な開発やサービス提供から重要な資源を奪っている。我々は、すべての紛争が平和的手段で解決されなければならないことを再確認するとともに、すべての国家が国際法と国連憲章の原則と目的並びに関連する国連決議に整合する形で行動しなければならないことを強調する。我々は、G20 のリーダーに対して、多国間協力を強化し、人権と国際人道法を守り尊重し、市民を保護するための決定的な措置を講じるよう強く求める。これらは、地球規模の平和と地域におけるレジリエンス構築のための本質的な条件である。

U20 都市として、我々は G20 と協力し、地球規模の再生のために取り組む用意ができている。国際連合創設から 80 年、アフリカでの初の G20 サミットの開催、「パリ協定」採択から 10 年、国連気候変動枠組み条約の締約国会議 (UNFCCC COP) プロセスの開始とコペンハーゲン宣言と行動綱領および北京宣言と行動綱領の採択から 30 年など、共通課題に対する我々の多国間協力を象徴する多くの出来事が重なるこの年に、我々は相互尊重、互恵主義、責任の共有に基づく、公正で行動志向かつ包摂的な国際秩序の再生を呼び掛ける。多国間主義の衰退は、地球規模の安定だけでなく、すべ

ての人々により良い未来を約束することをも脅かしている。

都市は、この再生の実現において極めて重要な役割を担う、各國政府にとって欠くことのできないパートナーである。都市は、「人間が織りなす物語」が集い、イノベーション、経済活動、コミュニティにおける社会生活が繰り広げられる空間である。すでに世界人口の55%以上が居住する都市は、大規模かつ迅速な変化をもたらす上で主要な役割を果たすことで、(地球規模の再生の実現という)世界的な野心を現実のものにする。U20のようなプラットフォームは、協力と変革の実践の場として、地方が実践する多国間主義と都市外交の力を具現化し、国際システムへの信頼再構築に向けた行動志向かつ包摂的な道筋を提供している。都市がなければ、国家戦略は抽象的なままにとどまるが、都市と共にある時、国家戦略には目的と影響力が備わる。都市は人を中心とした新多国間主義を国家と共に描く共著者でなければならない。

しかしながら、都市は長期的な計画を立て、緊急事態に対応し、コミュニティの変化するニーズを満たす能力を妨げる深刻な財政制約に直面し続けている。これは特にアフリカの都市に当てはまる。アフリカでは、2050年までに都市人口が9億5,000万人増加すると予想されるなど世界で最も急速に都市化が進んでいる。そのような中、財政的な圧力もさらに高まっているからである。

アーバン20(U20)の市長として、多国間主義を強化し、G20の優先事項に関するグローバルな協力を促進するためにU20が共同策定した提言をG20の指導者たちに提示できることを嬉しく思う。本共同声明は、U20都市間の連続した協議の結果であり、2025年アフリカ市長会議(ツワネ開催)からの意見も反映されている。また、南アフリカが議長国を務めるG20の優先事項と一致する以下の2025年U20の優先トピックに導かれている。

1. 経済機会と資金調達
2. 気候変動対策と都市のレジリエンス
3. 社会的包摂と公平性
4. デジタル変革とイノベーション

多国間主義を強化し守ること、多層的なガバナンスを強化すること、そして都市政府が資金に直接アクセスする能力を改善することは、アーバン20都市の最も緊急な優先課題であると我々は確認する。したがって、我々はG20政府に以下を求める。

1. 都市が多国間協力における不可欠なパートナーであり、包摂的な行動を通じて世界共通の課題に対処する上で重要な役割を果たすことを認識する：
 - a. (国連で採択された)「未来のための協定(Pact for the Future)」によって設立された基盤をもとに、2030年アジェンダを加速するために都市と組織的に取り組むことを約束し、都市が国連の政府間機関内および他の関連する多国間プロセス内でグローバルな意思決定に有意義に貢献することを適宜可能にするメカニズムを促進し制度化する。

b. COP28 のグローバル・ストックテイク¹の結果とパリ協定の履行を推進するため、都市と連携し、都市が公平で包摂的な気候変動対策を実行できるよう支援し、COP30 に近づく中で多層的な気候変動対策を主要な実施メカニズムとして正式に確立するとともに、都市とサブナショナル政府が既にこれらのコミットメントの履行を加速するために取っている具体的な行動を認識する。

c. 持続可能な開発、気候行動、生物多様性及びレジリエンスに関する国家戦略の設計、資金調達、実施、監視、報告において都市やサブナショナル政府と協力するための多層的メカニズムを確立する。また、確立するメカニズムが既存の多国間プロセスと整合するようにする。これには、任意の地方レビューを国家 SDG レビュー制度に組み込むこと、そして公正な移行計画、国が決定する貢献 (NDC)、国家適応計画 (NAP) に関する多層的な協力を強化することが含まれる。必要かつ関連性がある場合には、気候行動のための高アンビション・マルチレベル・パートナーシップ連合 (CHAMP)、統合的地方金融フレームワーク (ILFFs)、及び都市を支える国別プラットフォームのようなイニシアティブを通じて行う。

2. 都市が平等と社会的包摂の主要な推進力、すなわち地域の公共サービス提供、手頃な価格の住宅、気候行動に関する行動を拡大できるよう、直接的および仲介的な資金源への都市のアクセスを強化する：

a. 開発金融機関 (DFIs)、多国間基金、地方開発銀行、地方自治体を後押しする国の機関と協働し、都市が地域住民にサービスを提供し保護し、私たちが最も緊急に対処すべきグローバルな課題解決に向けた行動を加速できるように、予測可能で手頃でニーズに応じた直接資金、優遇融資、融資ラインを解放する。

b. 地方政府が地域のビジネス、特に若者や女性主導する中小企業を支援し、インフォーマル経済の担い手のエンパワーメントを図ることができるよう、直接資金提供、当該目的に資する重点的な資金の提供、インフラ投資の拡大、および手頃な融資へのアクセスの拡大を行う。

c. 國際開発銀行 (MDBs) やその他の関連する開発金融機関および基金を含む公的な開発銀行 (PDBs) が都市の資金ギャップに対処し、都市と地域のニーズに応じることができるようにし、彼らをガバナンススキームに含めることを保証する。公的な開発銀行 (PDBs) は、都市と都市地域を最優先とし、都市の気候と開発プログラムを確立し、優遇金融を含む直接および仲介的な都市気候変動対策資金と都市開発資金の流れを拡大するべきである。

注釈1：これには、とりわけ、2030 年までに再生可能エネルギーを 3 倍に、エネルギー効率を 2 倍に高めるという公約の達成、公正かつ秩序ある公平な方法でエネルギー・システムにおける化石燃料からの移行、COP30 までに、より野心的な国が決定する貢献 (NDC) を提出すること、そして、包括的で、多面的な、ジェンダーに配慮した協力的な行動を通じて、その達成を加速することが含まれなければならない。

d. 2030 年までに都市の緩和と適応プロジェクトのために年間少なくとも 8000 億ドルのグローバルな公共投資を動員²することで都市の気候行動を拡大し、歴史的に投資が不足しているコミュニティを優先する公正かつ包摂的なアプローチを通じて都市の気候耐性を強化するために十分な資源を確保し、国レベルで政策を強化し、地方の財政的自律性と信用力を高め、多国間気候基金への国家および準国家機関専用のアクセスモダリティ（様態、方法）を発展させ、都市が直接的に気候資金にアクセスできるようにする。

e. 都市における公正な移行実現に向けた資金提供・資金調達計画を提供・実施し、都市の公正な移行³への投資を加速し、投資家の指針となり、都市が公正な移行資金にアクセスしやすくし、進捗を測定可能にするとともに、都市を公正な移行の実施者、公正な移行の設計と実行における主要なパートナーとして認識する。

我々はさらに、G20 政府に対し、以下の都市政策優先事項に関する都市の行動とリーダーシップの拡大を支援するよう求める。

3. 持続可能な地域経済発展を促進する：

- a. 住民のニーズと地域開発の優先事項に対応するという使命を果たすため、公正かつ累進的な課税、利用料・手数料の導入、および歳入創出政策等を通じて地方財政の余地の強化が可能となる国家財政構造を整備する。
- b. 包摂的な経済発展、社会的正義、ジェンダー平等、環境の持続可能性を支えるために、環境に配慮した生産、責任ある消費、廃棄物の削減を重視した循環型のアプローチを優先したより強力な地域のバリューチェーンおよびグローバルバリューチェーンの整備を推進する。
- c. 都市間および地方分権的な協力、送金の誘導、及び地域主導の地域開発を通じて、資金調達がより地域を中心としたものとなるよう支援を強化する。
- d. 多様且つ包摂的な労働力を育成し、労働市場とのギャップを縮小し、特に若者に対して、またもで公正で環境に優しい雇用機会を創出するために、ローカライズされたスキル評価、職業訓練、教育、イノベーションエコシステムへの国家および民間部門の財政支援を動員する。
- e. 食糧安全保障の促進に資する（地域を成す全ての要素に配慮した）統合型地域経済戦略の強化に努める。それを特に地域における食料システムの強化、持続可能な農業の推進、とりわけ脆弱なグループに対する栄養食品への公平なアクセスを通じて行う。
- f. 都市および社会パートナーとの協議の上で、立法と執行メカニズムを強化し、労働権利について学ぶ研修の機会を労働者・雇用者双方に増やし、社会保護へのアクセスを拡大することで、労働保護を強化する。

注釈 2：年間公的投資の\$800 億ドルの目標は、CCFLA が都市における緩和と適応のための気候変動対策資金の総額を USD \$4.5 兆ドルと推計する中で、その約 20%を占めている。適応策の必要性に関する推計は、適応策のコストを追跡・測定する困難さから、非常に保守的な見積もりが採用されている。

注釈 3：国際労働機関（ILO）は、公正な移行を「関係するすべての人々にとって可能な限り公平で包摂的な方法で経済のグリーン化を推進し、適切な雇用機会を創出するとともに、誰一人取り残さないこと」と定義している。

4. 住宅への公平なアクセスを福祉国家、社会保護、都市のレジリエンスの中核的な柱として認識し、優先的な都市政策の優先事項とする：

- a. ホームレス問題、手頃な価格、コミュニティの一体性、レジリエンスの課題に対抗するためには、基本的なサービスへのアクセスを保証しつつ、手頃で、適切で、安全で、アクセス可能で、エネルギー効率が高く、持続可能な住宅への公平なアクセスを優先する。このためには、都市の住宅ファンドと土地へのアクセスを保証し、都市の住宅と土地に関する法的権限を強化し、共同計画プラットフォームを設立し、地域の現実に根ざした政策を共に創造することが含まれなければならない。
- b. 多国間および二国間の専門的な財政的・技術的支援を通じて、手頃で持続可能な住宅の供給を増加させるための地域レベルの取り組みを支援することで、新たな手頃な価格の住宅（共同住宅を含む）の促進を進めるとともに、既存の住宅ストックの改修を推進する。この取り組みは国家のエネルギー転換目標および気候変動適応戦略と一致していなければならない。

5. 人の移動と避難に関して人権に基づく包摂的なアプローチで取り組むことを推進するとともに、人の移動と避難、特に都市への、都市内、都市からの移動・避難が、経済的、政治的、気候的要因による現象であることを認識する：

- a. 現実の状況を反映し、都市主導の取り組みを通じてサービス提供、差別是正、社会統合促進を可能にする包摂的で多層的な「人の移動・開発戦略」を策定し、資金を投入する。これにより、正規のプロセスによる人の移動やこの取り組みにおける都市の役割を支援し、難民や避難民を含むすべての人々がサービスと権利にアクセスできるようにする。
- b. 新たな課題に対処し、移民の権利と移民が果たしうる貢献を保証し、避難民を保護し、社会および経済的包摂を長期的に支援するために、既存の多国間枠組みを強化し拡大することで、移民と難民の出身地、通過地、目的地の都市で労働機会と成長の機会を創出を促し、持続可能な開発の実現と環境に優しく公正な移行の推進に寄与する。

6. 国家ケア計画を共同で策定し、ケア、公平性、すべての人の権利、アクセス性に軸足を置いた統合されたコミュニティベースの戦略を作成し、不平等を是正するとともに、誰一人取り残されることがないようにする：

- a. 地域における公衆衛生システムへの投資を、ケアと人中心のアプローチに基づき、身体的および精神的な健康ニーズに対応するアクセス可能で地域に根ざしたサービスを提供するために行い、特にデジタル環境を取り巻く課題など、若年層が直面している新たな課題について認識する。
- b. より緑豊かで、革新的で、アクセス性の高い公共空間を、ウェルビーイング、心身の健康、社会的包摂を促進する重要な接続点として共同で創造し、アクセシビリティを公共の利益として認識し、積極的に推進する。
- c. 地方政府を積極的にかつ体系的に巻き込み、「飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンスの政策パッケージ」の共同作成と実施に参画させることで、食料不安、栄養不良、貧困という相互に悪影響を及ぼし合う健康問題を一括して解決する。

7. 都市と協力し、健康状態の改善、接続性およびアクセシビリティの向上、大気汚染の削減、および空間的格差の是正を実現する都市交通改革を実施する：

- a. 持続可能な輸送とゼロエミッションの公共交通への移行を推進する包括的な都市モビリティ改革を策定、採択、実施することで、化石燃料の公正かつ公平な段階的廃止に向けた進展を支援する。これを各国の状況やスケジュールの違いを尊重し、エネルギー転換の影響を受ける人々を重点的に支援しながら行う。
- b. トランジット指向型開発（TOD）アプローチを組み込んだ都市計画戦略を立てることを保証し、都市間および都市内の公共交通の接続性の改善に重点的に取り組むとともに、十分にサービスが提供されていない地域との接続性を強化する。
- c. 都市と連携し、すべての都市交通戦略がジェンダーに配慮したものであり、地域関係者、特に（インフォーマルな労働者を含む）交通輸送サービスの従事者との社会的な対話を中心に据えたものとなるようする。そうすることで、公正な移行を保証し、労働権を保護し、住民の生活水準を向上させ、コストを削減する。

8. 変革的なデジタル技術を活用し、公平性を最優先に、公共サービスの提供と地域社会との連携を強化する：

- a. デジタル格差を埋めるための技術と社会的な取り組みへの投資を促進し、デジタル権利を保護し、特に若者と疎外されたグループや脆弱なコミュニティを対象に、サービス提供の改善と効率化を実現する。
- b. 都市と連携し、AI 主導型のデジタル公共サービスプラットフォームを実施し、疎外されたグループや脆弱なコミュニティが直面する排除のリスクに対応しつつ、住民を保護するための情報セキュリティ対策を強化する。
- c. 戦略的な国家支援を提供し、都市のテクノロジー能力と効率性を向上させる政策を策定し、教育、人材、デジタルイノベーションを統合した地域知識経済を育成する。
- d. 国家と国際的な優先事項を地域のイノベーション優先事項と整合させ、優先事項の取り組みに特化した国家ブレンデッド・ファイナンス施設を通じて投資リスクを軽減し、都市が包摂的かつ影響力があり持続可能な技術革新を推進するための必要なリソースを確保する。

9. 包括的で人を中心としたAIガバナンス枠組みを確立する：

- a. イノベーションへの公平なアクセスを確保し、社会の信頼を育むため、データセキュリティとAIガバナンスに関する新たな国際協定を国連の枠組みの中で策定することで、公平性と包摂性が確保され、地方自治体が有するデータの保護に資する枠組みを確立する。
- b. デジタルリテラシープログラムへの投資と現代の課題に見合った法制度を整備することで、デジタル暴力を認識・規制し、デジタル暴力への対抗策を講じ、サイバー犯罪に対処する。
- c. 国連事務総長による「（人権と基本的自由の推進と保護のための）偽情報への対処報告書」国連事務総長の「偽情報対策報告書」における主要な提言に沿って偽情報対策を実施する。同時に、選挙関連、政策関連、紛争関連、気候変動関連、その他の形態の偽情報を含む偽情報により、住民の生

活保護と向上に努める都市の取り組みへのリスクが拡大していることを認識する。

本コミュニケは以下の都市によって承認された。(2025年9月12日時点)

ア克拉	市長 マイケル・クパポ・アロティ
アーメダバード	市政委員長 バンチャニディ・パニ
アムステルダム	市長 フェムケ・ハルセマ
バンジュール	市長 ロヘイ・マリック・ロウ
バルセロナ	市長 ジャウメ・コルボニ
ベルリン	市長 カイ・ウェグナー
ブエノスアイレス	市長 ホルヘ・マクリ
ケープタウン	市長 ジョーディン・ヒル＝ルイス
コペンハーゲン	市長 ラース・ワイス
フリータウン	市長 イヴォンヌ・アキ＝ソーヤー
ヘルシンキ	市長 ダニエル・サゾノフ
イスタンブール	代理市長 ヌリ・アスラン
イズミル	市長 ジェミル・トゥガイ
ジャカルタ	知事 プラモノ・アヌン
ヨハネスブルグ	市長 ダダ・セロ・モレロ
リスボン	市長 カルロス・モエダス
ロンドン	市長 サディク・カーン
ロサンゼルス	市長 カレン・バス
マドリード	市長 ホセ・ルイス・マルティネス＝アルメイダ
メキシコシティ	市長 クララ・ブルガダ・モリナ
ミラノ	市長 ジュゼッペ・サラ
モントリオール	市長 ヴァレリー・プランテ
ニューヨーク	市長 エリック・アダムス
ニテロイ	市長 ロドリゴ・ネヴェス
大阪	市長 横山英幸
パリ	市長 アンヌ・イダルゴ
ラマッラ	市長 イッサ・カシス
リオデジャネイロ	市長 エドゥアルド・パエス
ローマ	市長 ロベルト・グアルティエーリ
ロッテルダム	市長 カローラ・スハウテン
サンパウロ	市長 リカルド・ヌネス
シドニー	市長 クローバー・ムーア
ハーグ	市長 ヤン・ファン・ザネン

東京
トロント
ツワネ

知事 小池百合子
市長 オリビア・チャウ
市長 ナシフィ・モヤ